

## ワコール健康保険組合制度変更について

令和6年3月  
ワコール健康保険組合

当組合では、令和6年2月21日開催の組合会（健康保険組合の議決機関）において、以下の制度変更が決定しましたのでお知らせいたします。

### <制度変更の背景>

健康保険組合の事業運営は、被保険者及び事業主の負担する保険料によって賄われています。現状の健保財政をシミュレーションしました結果、医療費や高齢者医療納付金などの増加に伴い収入・支出バランスの悪化が進み、令和6年度より財政運営が厳しい状況が続く事が明確になりました。そのため、当組合が独自に実施している制度や運用ルールを見直し、スリム化を図る必要性に迫られました。つきましては、厚生労働省から示されている「健康保険組合事業運営指針」に基づき、下記のとおり一部制度の改変および廃止を決定いたしました。なにとぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

### <制度変更概要>

(1) 介護保険の特定被保険者から介護保険料を徴収します。(令和6年9月より)

【※任意継続被保険者は令和6年4月より】

特定被保険者とは以下の①と②に該当する方となります。(海外赴任者を除く)

- ① 40歳未満の被保険者で、被扶養者に第2号被保険者（40歳以上65歳未満）がいる
- ② 65歳以上の被保険者で、被扶養者に第2号被保険者（40歳以上65歳未満）がいる

(2) 【柔道整復療養費】が「患者ごとの償還払い」に変更となります。(令和6年4月1日より)

現在は整骨院・接骨院で施術を受けた場合、「受領委任払い」を利用することにより窓口負担は3割ですが、以下の「償還払いへの変更対象となる事例」に該当すると健保が判断した方は、「償還払い」に変更となる場合があります。その場合は窓口で全額支払いし、後日健保に療養費を申請して支払いを受けることになります。(はり・きゅう・あんま等と同様の申請方法)

整骨院・接骨院を利用するときには適正な利用を心がけるとともに、施術内容の確認などには必ずご回答ください。尚、今後変更の対象となる方には個別にご連絡いたします。

### <今後償還払いへの変更対象となる事例>

- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）の保険請求を行った柔道整復師である患者
- ② 自家施術（柔道整復師の家族に対する施術等）を繰り返し受けている患者
- ③ 健保組合（委託先：ガリバーインターナショナル）が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者
- ④ 複数の施術所（整骨院・接骨院）で同部位の施術を重複して受けている患者

(3) 【付加給付金制度（一部負担還元金・家族療養費付加金等）を廃止します。（4月診療分より）】

一部負担還元金・家族療養費付加金とは医療機関にかかった際、自己負担限度額（1ヵ月、1件ごと）から35,000円を差し引いた額が健保より支給される制度です。

合わせて「合算高額療養費付加金」「訪問看護療養費付加金」「家族訪問看護療養費付加金」「埋葬料付加金」「家族埋葬料付加金」も廃止となります。

(4) 【全員の定期健康診断をネットワーク型健診に統一し、検診内容を変更します。（令和6年度より）】

ネットワーク健診とは、1年に1度期間中に、ご自身で健診機関を選択し、申し込み・受診するシステムです。（外勤社員・北海道や福岡事業所では既に実施しています）合わせて一部事業所で実施していた婦人科バス検診も廃止します。

検診内容は、がん検診のガイドラインに沿って科学的根拠のある5大がん検診に集約しました。また近年のがんの発生状況を鑑み、産業医の意見を参考に予防に必要ながん対策としてのピロリ菌検査を40歳から実施します。尚、がんの発生状況から50歳以上の方の胃がん検診は、市民がん検診をご利用いただくことへ変更します。

がん検診は、健康な方が対象となります。かかりつけ医で、「乳がん・子宮がん・大腸がん・肺がん・胃がん」の経過観察を受けている方は、かかりつけ医にて保険診療（保険証を使用し自己負担3割）で経過観察を受けることを推奨いたします。特にかかりつけ医を持っておられることが多い「乳がん・子宮がん検診」は、オプション制に変更し、偶数年齢での実施になります。対象の方は忘れずにオプション申し込みをしてください。

項目	対象年齢	頻度	補足
子宮がん検診	20歳以上	2年に1回	オプション ※一部会社負担あり
乳がん検診	36歳以上	2年に1回	オプション ※一部会社負担あり
大腸がん検診	40歳以上	毎年	
ピロリ菌検査	40歳	1回のみ	40歳以上で過去未受診者
胃がんリスク検診	終了		
前立腺がん検診	終了		
節目検診	終了		
子宮経膈エコー	20歳以上	2年に1回	オプション ※全額自己負担

(5) 【検診補助金制度】を廃止します。(令和6年4月1日より)

定期健康診断がネットワーク型健診に統一化され「がん検診」も取り込まれることに伴い、補助金支給制度（個人別検診補助金制度、乳がん検診補助金制度、子宮がん検診補助金制度）を廃止します。なお、子宮がんの発生予防に寄与する「子宮頸がん予防ワクチン接種補助金制度」は継続します。

(6) 各事業所の健保設置のお薬箱（常備薬）を終了します。(令和6年4月1日より)

事業所内勤者のみの福利厚生的な側面で、一部の方だけの利用となっていたため終了します。セルフケア促進のため、ご自身にあったお薬を服薬ください。

(7) 【市販禁煙補助剤購入補助金制度】を廃止します(令和6年4月1日より)

薬局などで禁煙補助薬を購入し、購入費用の7割/上限15,000円(税込)を補助しておりましたが、健保連サポート事業のオンライン禁煙治療のプログラムを毎年利用できる環境にあるため、補助金制度を廃止します。また、社内卒煙外来のサポートも終了します。

各項目の詳細は、健保ホームページで4月以降順次掲載いたします。合わせてご確認ください。

お問い合わせ  
ワコール健康保険組合  
kenpo@wacoal.co.jp